

令和6年度事業計画書

令和6年度においては、定款に基づき、事業の効率的な執行に努めながら、事業効果の最大化を目指し、引き続き、以下の4つの事業を実施する。

1 調査研究事業

当センターは、良質な社会資本整備の前提条件である建設技術者の確保・育成に寄与することを目的に、建設技術者及び建設工事の施工管理に関する調査研究を行っている。

令和6年度は、令和5年度に実施した調査研究「罰則付き時間外労働の上限規制に関する Web アンケート調査」及び「2024年問題に対する地域建設業及び技術者の取り組み」の調査結果を踏まえ、引き続き、建設業の発展と建設技術者の処遇改善につながる調査研究に取り組む。

2 建設技術者等情報提供事業

建設工事において最も重要な役割を担う建設技術者に対して、引き続き、技術力及び知識の向上につながる情報等を、インターネットサイト「コンコム」及びセミナーを通じて提供する。

令和6年度においても、コンコムの利用者の増加に向けて、本サイト内の全てのコンテンツをブラッシュアップする。

(1) インターネットサイト「コンコム」の充実・PRの強化

① コンテンツ内容の充実と新規コンテンツの追加開設

既存のコンテンツの内容を充実するとともに、新たな利用者の確保に向けて、令和6年度においても新規のコンテンツを追加し、年度の早期に掲載を開始する。

② サイト利用者(アクセス件数)の増加に向けたPR強化

- ・ 下記の(2)のセミナーの実施等の折に、セミナー実施地域の建設業協会を通じたPRを実施する。また、「コンコム」の取材や調査研究の

機会を通じて、国土交通省地方整備局及び地方公共団体等への更なる P R の強化を図る。

- ・ 地方で開催が予定されている建設技術展へ出展し、特に重点的に建設技術者への直接的な P R を展開する

(2) 地方の建設技術者の技術力及び知識の向上につながるセミナーの実施

情報入手の機会の少ない地方の建設技術者に対して、引き続き、セミナーを実施する。

3 監理技術者資格者証交付事業

建設業法に定められた指定資格者証交付機関として、引き続き、監理技術者資格者証（以下「資格者証」という。）の交付及びその有効期間の更新の事務を実施することとし、今後の生産年齢人口の減少等の社会経済情勢の下での持続可能な事業の推進に留意しつつ、令和6年度においては、特に以下の措置を講ずる。

(1) 電子申請システムの再構築及び建設業法施行規則対応等のためのシステム改良の実施

電子申請時の利便性の向上のため、パソコンやスマートフォン等のデバイスに応じて WEB 画面の表示を自動的に切り替える機能を追加し、情報セキュリティの向上を図り、不要な機能を削除するとともに、令和5年7月1日の改正建設業法施行規則の施行により、新たに追加された手続き（「書換」、「再発行」）の機能を併せて実装するなどシステム改良を実施する。

（参考）新たに追加された手続き

① 資格者証の記載事項の変更に伴う「書換」

資格者証の記載事項の変更について、交付済みの資格者証の裏面にその内容を記載等する従来の方法に加えて、変更内容を反映した資格者証を改めて新規に交付することができる「書換」の手続きが追加され、申請者がいずれかを選択できる。

② 資格者証の紛失等に伴う「再発行」

資格者証を紛失、汚損等した場合について、有効期限を引き継ぐ従来の「再交

付」に加えて、改めて新規に資格者証を交付することができる「再発行」の手続きが追加され、申請者がいずれかを選択できる。

(2) マイナ保険証への移行対応

資格者証の申請について、多くの場合、健康保険証により所属建設業者との雇用関係を確認している。健康保険証については、令和6年12月2日にマイナ保険証への移行が予定されていることから、国土交通省と連携し、円滑な運用を図る。

4 技術者資格情報等提供事業

公共工事の入札及び契約の適正化を図るため、発注者支援データベース・システム^(注)を通じて、公共工事の発注者に対し、引き続き、建設業者の資格審査や施工体制の確認等に必要な技術者資格情報等を提供する。

(注) 発注者支援データベース・システムとは、以下の2つのシステムの総称。

① 企業情報等直接提供システム

当センターからインターネット回線等を使用して、独自に検索システムを有している発注機関に対して、必要な情報データを直接提供するためのシステム。

② J C I S 検索システム

当センターからインターネット回線を使用して、独自の検索システムを有しない発注機関に対して、必要な検索結果を提供するためのシステムで、一般財団法人日本建設情報総合センターと共同で実施。